◎独立行政法人水資源機構役員給与規程

平 成 １５年 １０月 １日
水機規程平成15年度第9号

〔沿革〕平成15年10月31日　水機規程第40号改正①
平成17年11月16日　水機規程第15号改正②
平成18年 3月31日　水機規程第32号改正③
平成19年 3月30日　水機規程第35号改正④
平成20年 3月31日　水機規程第38号改正⑤
平成21年 3月31日　水機規程第34号改正⑥
平成21年 7月 3日　水機規程第 3号改正⑦
平成21年11月30日　水機規程第15号改正⑧
平成22年11月30日　水機規程第20号改正⑨
平成24年 3月28日　水機規程第15号改正⑩
平成24年 4月19日　水機規程第 1号改正⑪
平成24年 7月11日　水機規程第 6号改正⑫
平成25年 3月29日　水機規程第34号改正⑬
平成26年 3月31日　水機規程第21号改正⑭
平成27年 3月31日　水機規程第35号改正⑮
平成27年12月21日　水機規程第24号改正⑯
平成28年 3月30日　水機規程第38号改正⑰
平成29年 3月30日　水機規程第21号改正⑱
平成30年 3月28日　水機規程第25号改正⑲
平成31年 3月29日　水機規程第30号改正⑳
令和元年 9月26日　水機規程第 6号改正㉑
令和 2年 3月30日　水機規程第28号改正㉒
令和 3年 3月30日　水機規程第25号改正㉓
令和 4年 3月30日　水機規程第20号改正㉔
令和 5年 3月31日　水機規程第30号改正㉕
令和 5年11月29日　水機規程第６号改正㉖
令和 6年 3月29日　水機規程第30号改正㉗
令和 6年12月10日　水機規程第５号改正㉘
令和 7年 3月31日　水機規程第32号改正㉙
令和 7年12月 3日　水機規程第13号改正㉚
令和 8年 3月31日　水機規程第38号改正㉛

（総則）

第１条　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の役員に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

（給与）

第２条　役員の給与は、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び業績手当とする。③

（本給）

第３条　役員の本給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおり支給する。①②③⑧⑨⑩⑮⑯㉖㉘㉚

一　理 事 長　　月額　　1,182,000円
二　副理事長　　月額　　1,021,000円
三　理　　事　　月額　　887,000円
四　監　　事　　月額　　807,000円

（地域手当）③

第４条　地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職

給与法」という。）第11条の３の規定に準じて支給する。③

２　地域手当の月額は、本給に100分の12を乗じて得た額とする。③⑮⑯⑰㉙

３　国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合において、前項に規定する地域手当の支給割合が当該役員となった日の前日に勤務していた官署に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときの地域手当については、一般職給与法第11条の６及び第11条の７の規定を準用する。㉛

（本給及び地域手当の支給日並びに給与の支給方法）①③

第５条　役員の本給及び地域手当の支給日は、毎月24日（その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）とする。ただし、第10条に規定する業績手当を支給する月にあっては、支給日をその都度別に定めることがある。①③㉑

２　役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人に支給する。

（新たに役員となった者の本給及び地域手当）③

第６条　月の初日以外の日において新たに任命された役員に支給する任命当月分の本給及び地域手当の額は、それぞれ、第３条及び第４条第２項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。③

（役員でなくなった者の本給及び地域手当）③

第７条　月の末日以外の日において退職し、又は解任された役員に支給する退職当月分又は解任当月分の本給及び地域手当の額は、それぞれ、第３条及び第４条第２項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。③

２　月の末日以外の日において死亡した役員に支給する死亡当月分の本給及び地域手当の額は、第３条及び第４条第２項に規定する額の全額とする。③

（通勤手当）

第８条　通勤手当は、一般職給与法第12条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

２　通勤手当の額は、一般職給与法第12条第２項及び第３項に規定する額とする。①

３　国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第４項の規定を準用する。①

４　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。①

（単身赴任手当）

第９条　単身赴任手当は、次の各号に該当する役員に対して支給する。

一　職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であっ

たものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に一般職給与法第12条の２第１項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員

二　任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に一般職給与法第12条の２第１項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員

三　国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合に一般職給与法第12条の２第１項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員①

２　単身赴任手当の月額は、一般職給与法第12条の２第２項に規定する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法第12条の２の規定を準用する。

（業績手当）

第10条　業績手当は、原則として、毎年６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）に在職する役員に対し、その都度定める日に支給する。当該基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。②

２　業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の４第２項に定める期末手当の額及び同法第19条の７第２項に定める勤勉手当の額のうち、それぞれ指定職俸給表の適用を受ける職員に係るものを勘案して別に定める割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。③⑦

３　前項の規定による業績手当の額は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第１項の規定による国土交通大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案し、理事長が、当該役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、それを増額し、又は減額することができる。⑮

４　次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る業績手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた業績手当）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第２項の規定により解任された役員（同条同項第１号の規定により解任されたときを除く。）

二　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

三　次項において準用する一般職給与法第19条の６第１項の規定により業績手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

５　役員の業績手当の支給に係る一時差止めの取扱いについては、一般職給与法第19条の６第１項、第３項、第４項及び第５項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第１項及び同項第２号、第３項第３号並びに第４項中「期末手当」とあるのは「業績手当」と、同条第１項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第１項第２号中「公務」とあるのは「機構の業務」と読み替える。

６　前５項に定めるもののほか、業績手当に関し必要な事項は、別に定める。⑧

（端数の処理）

第11条　この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

附　則

１　この規程は、平成15年10月１日から実施する。

２　水資源開発公団役員給与規程（水公規程昭和38年第11号）は、廃止する。

３　平成24年４月１日から平成30年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、その額に100分の6.5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、前段の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構役員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成26年度第35号）附則の規定を適用する。⑫⑬⑭⑰⑱

４　平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間における役員の第４条第２項に規定する地域手当の支給割合は、同項の規定にかかわらず、当該支給割合に100分の20を乗じて得た割合を減じるものとする。⑫⑬

５　第４条第３項及び第４項の規定は、平成24年４月１日から令和９年３月31日までの間における地域手当の支給については適用しない。⑫⑬⑭⑮⑰⑱⑲⑳㉒㉓㉔㉕㉗㉙㉛

６　平成24年６月１日を基準日として支給する役員の第10条の規定による業績手当（以下「７月期業績手当」という。）の額は、同条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績手当は支給しない。⑫

一　平成23年４月１日（同月２日から平成24年３月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において、当該役員が受けた本給、地域手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の２第２項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年２月までの月数（平成23年４月１日から平成24年２月29日までの期間において、在職しなかった期間又は本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間に係る月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成23年７月に支給された業績手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された業績手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

7　平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間（以下「特例期間」という。）における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条及び附則第３項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額から、その額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。⑫

8　特例期間における役員の業績手当の支給に当たっては、業績手当の額から100分の9.77を乗じて得た額を減じるものとする。⑫

9　業績手当の算定については、附則第７項の規定は適用しない。⑫

10　附則第３項及び第６項から第８項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。⑫

11　附則第６項から前項までに定めるもののほか、７月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。⑫

12　平成30年４月１日から令和６年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、その額に100分の５を乗じて得た額を減じた額とする。⑲⑳㉒㉓㉔㉕

13　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、その額に100分の４を乗じて得た額を減じた額とする。㉗

14　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、その額に100分の３を乗じて得た額を減じた額とする。㉙

15　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間における役員の第３条の規定による本給の月額は、同条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、その額に100分の２を乗じて得た額を減じた額とする。㉛

附　則　①

1　この規程は、平成15年11月１日から実施する。ただし、第５条の改正規定は、平成16年４月１日から実施する。

2　平成15年12月１日に在職する役員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第10条第２項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第１号に掲げる額（水資源開発公団（以下「公団」という。）の役員として在職した役員については、次の各号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。

一　平成15年10月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに役員となった者にあっ

ては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、調整手当、通勤手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の２第２項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年10月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成15年４月１日（同月２日から同年９月30日までの間に新たに公団の役員となった者にあっては、新たに公団の役員となった日）において、この規定による改正前の独立行政法人水資源機構役員給与規程（以下「改正前の規程」という。）附則第２項の規定による廃止前の水資源開発公団役員給与規程（以下「旧役員給与規程」という。）の規定により、公団の役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の２第２項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から９月までの月数（同年４月１日から９月30日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

三　公団において、旧役員給与規程の規定により平成15年の夏季に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

３　前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（調整手当に関する経過措置）

４　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号。以下「平成15年改正法」という。）第２条の規定の施行の際に、改正前の規程第４条第３項の規定（同項において一般職給与法第11条の６の規定を準用する場合を除く。）の適用を受けている役員又は改正後の規程第４条第４項の規定の適用を受けている役員に対しては、平成15年改正法附則第７項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第11条の７第１項の規定を準用する。

附　則　②

１　この規程は、平成17年12月１日から実施する。

２　平成17年12月１日に在職する役員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第10条第２項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程の規定により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。

一　平成17年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、調整手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の２第２項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の

合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成17年７月に支給された業績手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

３　前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　③

１　この規程は、平成18年４月１日から実施する。

２　平成18年３月31日から引き続き在職する役員に対し支給する本給の月額は、第３条各号の規定にかかわらず、この規定による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（以下「改正後の規程という。」）第３条各号に規定する本給の月額（以下「改定後の本給月額」という。）が改正前の独立行政法人水資源機構役員給与規程第３条各号に規定する本給の月額（以下「改定前の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成18年４月１日から平成19年９月30日までの間、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額との差額に相当する額を加えて得た額とする。

３　平成21年４月１日から平成22年３月31日において、この規程による改正後の規程第４条第２項の規定の適用については、「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。④⑤⑥

附　則　④

この規程は、平成19年４月１日から実施する。

附　則　⑤

この規程は、平成20年４月１日から実施する。

附　則　⑥

この規程は、平成21年４月１日から実施する。

附　則　⑦

この規程は、平成21年６月１日から適用する。

附　則　⑧

この規程は、平成21年12月１日から実施する。

附　則　⑨

この規程は、平成22年12月１日から実施する。

附　則　⑩

この規程は、平成24年３月１日から適用する。

附　則　⑫

１　この規程は、平成24年４月１日から適用する。

２　独立行政法人水資源機構役員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成24年度第１号）は廃止する。

附　則　⑬

この規程は、平成25年４月１日から実施する。

附　則　⑭

この規程は、平成26年４月１日から実施する。

附　則　⑮

１　この規程は、平成27年４月１日から実施する。

２　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する役員で、この規程の実施後において、その者の受ける本給の月額が同日において受けていた本給の月額に達しないこととなるものには、切替日から平成30年３月31日までの間、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給の月額として支給する。

３　切替日から平成28年３月31日までの間における前項の規定により支給する本給の月額は、前項の規定にかかわらず、その額に100分の6.5を乗じて得た額を減じた額とする。

附　則　⑯

１　この規程は、平成28年１月１日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第９号。以下「給与規程」という。）は平成27年４月１日から適用する。

２　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　⑰

この規程は、平成28年４月１日から実施する。

附　則　⑱

この規程は、平成29年４月１日から実施する。

附　則　⑲

この規程は、平成30年４月１日から実施する。

附　則　⑳

この規程は、平成31年４月１日から実施する。

附　則　㉑

この規程は、令和元年12月１日から実施する。

附　則　㉒

この規程は、令和２年４月１日から実施する。

附　則　㉓

この規程は、令和３年４月１日から実施する。

附　則　㉔

この規程は、令和４年４月１日から実施する。

附　則　㉕

この規程は、令和５年４月１日から実施する。

附　則　㉖

１　この規程は、令和５年12月１日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第９号。以下「給与規程」という。）は令和５年４月

１日から適用する。

２　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　㉗

この規程は、令和６年４月１日から実施する。

附　則　㉘

１　この規程は、令和６年12月10日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第９号。以下「給与規程」という。）は令和６年４月１日から適用する。

２　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　㉙

１　この規程は、令和７年４月１日から実施する。

２　令和７年４月１日から令和８年３月31日において、この規程による改正後の規程第４条第２項の規定の適用については、「100分の12」とあるのは「100分の14」とする。

附　則　㉚

１　この規程は、令和７年12月３日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第９号。以下「給与規程」という。）は令和７年４月１日から適用する。

２　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　㉛

１　この規程は、令和８年４月１日から実施する。ただし、第４条については、令和９年４月１日から実施する。

２　令和８年４月１日から令和９年３月31日において、この規程による改正前の規程第４条第２項の規定の適用については、「100分の12」とあるのは「100分の13」とする。